

協定の内容（案）

1. 名称

「PPP（Public-Private-Partnership）協定」

2. 目的

PPP/PFI の推進に当たって、予算以外も含めた行政の資源を活用して民間の取組を後押しすることにより、より効果的かつ効率的な施策の実施を図ること。

3. パートナーの要件及び協定内容

別表のとおり。

4. 協定期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

5. 留意事項

協定に係る費用については、各者で負担して頂きます。（国土交通省から、パートナーに費用を支払うことは致しません。）

別表

		データベースタイプ	セミナータイプ	コンサルティングタイプ
1. パートナーの要件	(1) 共通	① 法人であること ② 反社会的勢力でないこと ③ 協定内容の実施について国から財政的支援を受けるものでないこと		
	(2) 個別	① 以下の基準を満たす、PPP/PFI 事業についてのデータベースを有すること <ul style="list-style-type: none"> 一定数（440 件（※））以上の事例について実施方針、募集要項、要求水準、その他 PPP/PFI 事業に必要な情報を掲載していること 施設、事業主体、事業方式等についてのソート機能を有すること フリーワード検索機能を有すること 特定の分野、地域等に偏らないこと ※内閣府にて公表している PFI 事業数（666 件、平成 30 年 3 月 31 日現在）の 2/3 程度	① 平成 30 年度に PPP/PFI に関するセミナー（庁内勉強会等の単独の地方公共団体等を対象とするセミナーを除く）を 3 回以上開催していること	① 金融、法務、技術、建築等の PPP/PFI に関する専門分野の知識を有する者であって、以下のいずれかであること <ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI を担当している部署を有する金融機関 実施方針が公表されている PFI 事業又は民間事業者等との契約が締結されている PPP 事業について、導入可能性調査、アドバイザリー業務等事業実施に関する業務の受注実績がある者 平成 30 年度に PPP/PFI の一般論や知識習得のための基礎講座を複数回開催している者
2. 協定内容	(1) 共通	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 官民対話を通じて、国土交通省との更なる連携方策について模索すること ② 国土交通省が開催するブロックプラットフォーム等との連携に協力すること ③ 国土交通省関係のセミナー開催など必要な情報の広報や国土交通省が実施するアンケート等に協力すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① 地域プラットフォーム、他のパートナーが開催するセミナー等に関する情報を提供すること ② パートナーが開催するセミナー等について、講演の協力をする。		
	(2) 個別	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 地方公共団体に対して、データベースを無償で使用させること ② 求めに応じ、データベースの更なる充実を検討すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① ブロックプラットフォーム、講演などにおいてデータベースを紹介すること	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① (ア)、(イ)、(ウ) 又は (エ) の基準を満たす PPP/PFI に関するセミナー（参加者が無償で参加できるものに限る。）を年 3 回以上開催すること (ア) 地方公共団体職員対象型 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体職員を主な対象とすること 基礎自治体を跨ぐ広域的な開催とすること PPP/PFI の一般論や知識習得のための基礎講座等を含めること (イ) 地場企業対象型 <ul style="list-style-type: none"> 地場企業を主な対象とすること PPP/PFI の実施実績のある事業者からの講演を含めること (ウ) 首長・議員対象型 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の首長あるいは議員を主な対象とすること 基礎自治体を跨ぐ広域的な開催とすること (エ) マッチングセミナー型 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が持ち込む案件についてマーケットサウンディング又は民間事業者とのマッチングを行う機会を提供すること ② セミナーに参加する地方公共団体等からの相談体制を整えること（必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を実施すること） ③ ブロックプラットフォームに参画していない地方公共団体の参画に努めること ④ セミナーに関する情報（セミナー資料、参加者、質疑内容等）を国土交通省と共有し、資料及び質疑内容等については個人情報等を除き原則公表可とすること（(ウ) マッチングセミナー型に関する情報は除く） ⑤ セミナー参加者に対し、国土交通省が別途定めるアンケートを実施し、提出すること ※ なお、次年度以降の協定締結の際、当該年度における①～⑤に掲げる内容の実施状況を考慮する。 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① パートナーが開催するセミナーについて、後援名義の使用許可や地方公共団体への情報提供、国土交通省 HP における告知等の広報活動を行うこと ② 内閣府等関係府省庁、地方公共団体に対し、パートナーが開催するセミナーにおける講演等を依頼すること ※ 講演者等に対して、交通費の自己負担についてまで当課から依頼するものではありません。	【国土交通省がパートナーに求めるもの】 ① 地方公共団体又は地場企業から求めがあった場合に、個別相談に応じるほか、年 1 回以上 PPP/PFI の一般論や知識習得のための基礎講座を実施すること ② ①を実施するに当たって、国土交通省が提供する資料を説明すること ③ ①の個別相談又は基礎講座を実施した場合には、国土交通省が別途定める様式により、結果を共有すること 【国土交通省がパートナーに提供できるもの】 ① 国土交通省 HP 等において相談窓口の連絡先を周知すること